

令和6年度

第18回和歌山市農業委員会議事録

日時 令和6年12月10日（火曜日） 13時00分 開会
場所 和歌山市農業委員会議室

| | |
|-------|-------------------------------|
| 報告事項 | 農地法第3条の3第1項の規定による届出について |
| 報告事項 | 農地賃貸借契約等登録台帳の賃借人名義変更について |
| 報告事項 | 農地法第18条第6項の規定による届出について |
| 報告事項 | 農地法施行規則第29条第1号の規定による届出について |
| 報告事項 | 農地法第4条第1項の規定による農地転用届出について |
| 報告事項 | 農地法第5条第1項の規定による農地転用届出について |
| 報告事項 | 農用地利用集積等促進計画の認可について |
| 議案第1号 | 和歌山市遊休農地解消対策事業に伴う遊休農地の証明願について |
| 議案第2号 | 相続税の納税猶予に関する適格者証明願について |
| 議案第3号 | 農地法第3条の規定による許可申請について |
| 議案第4号 | 農地法第4条第1項の規定による許可申請に対する意見について |
| 議案第5号 | 農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見について |
| 議案第6号 | 農用地利用集積計画について |
| 議案第7号 | 非農地通知について |
| 議案第8号 | 和歌山市農地利用最適化推進委員の委嘱について |

出席委員（12名）

1番 井口 健

3番 吉中 雅三

2番 中村 弘

4番 曾根 光彦

5番 小方 保寛
7番 谷河 績
12番 山本 茂樹
13番 丸山 勝
16番 湯川 徳弘
17番 貴志 年伸
18番 藤井 友彦
19番 岩橋 章博

欠席委員（4名）

6番 井上 直樹
8番 藪 利昭
11番 笠野 喜久雄
15番 堀 良子

出席職員

農業委員会事務局

局 長 奥谷 知彦
副 課 長 藤田 誠一
班 長 中居 一樹
企 画 員 西森 和子
事 務 主 査 森元 美沙
事 務 主 任 清瀧 篤樹

13時00分 開会

◆奥谷局長 定刻が参りましたので、谷河会長よろしくお願ひします。

◆会長（谷河 績） 総会に先立ちまして、農業委員の皆様には、お忙しいところ、竜王町への視察及び地域計画の協議の場への出席、お疲れさまでした。

それでは、ただいまより、第18回農業委員会総会を開会いたします。

出席委員は16名中12名で、定足数に達しておりますので、総会は成立しています。

去る11月28日、曾根委員、山本委員、湯川委員、貴志委員によりまして現地調査並びに事情聴取が行われています。後ほど

報告方よろしくお願ひします。

なお、井上委員、藪委員、笠野委員、堀委員から都合により欠席したい旨、ご連絡がありましたので、ご報告いたします。

また、農業委員会会議規則第17条第2項に規定する議事録署名委員は、中村委員、吉中委員にお願いいたします。

それでは報告事項より始めさせていただきます。

報告事項 農地法第3条の3第1項の規定による届出について、説明いたします。

◆西森企画員 番外 説明いたします。

本件は、農地法第3条の3第1項の規定による届出があったもので、27件ありました。

すべて相続による所有権の取得です。

本届出に対して受理書を交付しておりますが、本受理書は権利の移動等の効力を発生させるものではありません。

また、市外に在住の方が相続された件について補足いたします。

No. 6は住所が・・・ですが、和歌山市に居住する親族が耕作しているとのことです。

No. 12は住所が・・・ですが、現在利用権設定中です。

No. 19は住所が・・・ですが、No. 21の相続人である母が耕作しているとのことです。

No. 25は住所が・・・ですが、和歌山市に居住する親族が耕作しているとのことです。

以上です。

◆会長（谷河 績） この報告事項について、ご了承いただけますか。

（各委員の了承を得て）

それでは、ご了承いただいたことといたします。

報告事項 農地賃貸借契約等登録台帳の賃借人名義変更について、説明いたします。

◆西森企画員 番外 説明いたします。

農地賃貸借契約等登録台帳の賃借人の名義変更が2件ありました。

以上です。

◆会長（谷河 績） この報告事項について、ご了承いただけますか。

（各委員の了承を得て）

それでは、ご了承いただいたことといたします。

報告事項 農地法第18条第6項の規定による通知について、説明いたします。

◆西森企画員 番外 説明いたします。

本件は、農地法第18条第6項の賃貸借の合意解約通知で3件ありました。

以上です。

◆会長（谷河 績） この報告事項について、ご了承いただけますか。

（各委員の了承を得て）

それでは、ご了承いただいたことといたします。

報告事項 農地法施行規則第29条第1号の規定による届出について、説明いたします。

◆森元主査 番外 説明いたします。

本件は、農地法施行規則第29条第1号に規定する農業用施設の届出が2件ありました。

内訳は、農業用作業場1件、農業用水路1件です。

以上です。

◆会長（谷河 績） この報告事項について、ご了承いただけますか。

（各委員の了承を得て）

それでは、ご了承いただいたことといたします。

報告事項 農地法第4条第1項の規定による農地転用届出について、説明いたします。

◆森元主査 番外 説明いたします。

本件は、農地法第4条による市街化区域内の農地転用の届出で1件ありました。

11月19日付で受理通知書を交付しています。

以上です。

◆会長（谷河 績） この報告事項について、ご了承いただけますか。

（各委員の了承を得て）

それでは、ご了承いただいたことといたします。

報告事項 農地法第5条第1項の規定による農地転用届出について、説明いたします。

◆森元主査 番外 説明いたします。

本件は、農地法第5条による市街化区域内の農地転用の届出で9件ありました。

11月12日付、11月19日付、11月29日付で受理通知書を交付しています。

なお、No. 1、No. 4は、使用貸借権設定です。

以上です。

◆会長（谷河 績） この報告事項について、ご了承いただけますか。

（各委員の了承を得て）

それでは、ご了承いただいたことといたします。

報告事項 農用地利用集積等促進計画の認可について、説明いたします。

◆西森企画員 番外 説明いたします。

本件は、農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第5項の規定に基づき、県知事より認可されたもので、1件ありました。

面積は田のみで1,564平方メートルです。

なお、令和6年10月31日付けで県知事による認可済みです。

以上です。

◆会長（谷河 績） この報告事項について、ご了承いただけますか。

（各委員の了承を得て）

それでは、ご了承いただいたことといたします。

続けて議案の審査に移ります。

議案第1号 和歌山市遊休農地解消対策事業に伴う遊休農地の証明願について、提案いたします。

◆西森企画員 番外 説明いたします。

議案に同封している対象農地の写真をご覧ください。

本件は和歌山市遊休農地解消対策事業補助金交付要綱第5条の規定に基づいたもので、補助金の交付申請にあたり遊休農地証明書を添付する必要があり、借り手から証明願が4件ありました。

対象農地の面積は、田のみで4,439㎡です。

遊休農地証明書交付の可否についてご審議願います。

なお、No.1からNo.4のすべてについて、30Pの議案第6号農用地利用集積計画No.4およびNo.6からNo.8で利用権の設定を上程しております。

以上です。

◆会長（谷河 績） 議案第1号について、

説明が終わりましたが、この議案について、何かご意見、ご質問ございませんか。

（異議なし、との声）

ご意見、ご質問がないようでございますので、議案第1号は可決と決定しました。

議案第2号 相続税の納税猶予に関する適格者証明願について、提案いたします。

◆中居班長 番外 説明いたします。

本件は、租税特別措置法第70条の6第1項の規定による相続税納税猶予に関する適格者証明書の申請が1件あったものです。

相続人から、耕作を継続する旨の誓約書が添付されております。

以上です。

◆会長（谷河 績） 議案第2号について、説明が終わりましたが、この議案について、何かご意見、ご質問ございませんか。

（異議なし、との声）

ご意見、ご質問がないようでございますので、議案第2号は可決と決定しました。

議案第3号 農地法第3条の規定による許可申請について、提案いたします。

◆清瀧主任 番外 説明いたします。

本件は、農地法第3条の規定に基づく許可申請で13件ありました。

これらの案件は、調査の結果、耕作等に支障がないこと、当該農地の権利を取得しようとする者は、全ての農地を効率的に耕作し、農作業に常時従事すると認められるなど、農地法第3条第2項各号には該当せず、許可要件の全てを満たしていると思われれます。

なお、No.1は譲受人共有で持分を2分の1ずつとし、No.2は市街化区域の新規耕作で小型耕運機を所有し蔬菜を作付け予定、No.3は新規耕作で鍬や草刈り

機等を所有し蔬菜を作付け予定、No. 4は市街化区域、No. 6は親から子への贈与、No. 7は市街化区域で姉から妹への贈与、No. 8は新規耕作で家庭菜園として県外農地所有者からの贈与、No. 9は市街化区域、No. 11は新規耕作で家庭菜園として弟からの贈与です。

以上です。

◆会長（谷河 績） 議案第3号について、説明が終わりましたが、この議案について、何かご意見、ご質問ございませんか。

（異議なし、との声）

ご意見、ご質問がないようでございますので、議案第3号は可決と決定しました。

議案第4号 農地法第4条第1項の規定による許可申請に対する意見について、提案いたします。

◆森元主査 番外 説明いたします。
番外 説明いたします。

申請地の場所を示した簡易地図を議案と共に配布していますので合わせてご覧ください。

No. 1 申請地は・・・に位置し、おおむね10ha以上の規模の一団の農地の区域内にあるため第1種農地に該当しますが、集落に接続される住宅その他日常生活上又は業務上必要な施設であり、不許可の例外に該当すると思われま

す。申請人は、市内在住の個人で、高齢により農地の維持管理に苦慮し、土地の有効利用を検討していたところ、同集落で建設業を営む、備考記載の法人から資材置場として貸してほしいとの相談を受けたため、当該申請地を貸露天資材置場に転用し、賃借借します。

資材置場が手狭になってきたため、周辺

で適地を探していたとのことです。

この案件は一般基準を満たしていると思われま

す。なお、No. 1について現地調査及び事情聴取を行っておりますので、担当委員から報告があります。

以上です。

◆会長（谷河 績） No. 1について、現地調査並びに事情聴取を行っておりますので曾根委員さん報告願います。

◆4番（曾根 光彦） 去る11月28日、山本委員、わたくし曾根及び事務局職員と共に現地調査及び事情聴取を行いました。

今回の申請地は、・・・に位置、・・・の農地であります。

今回の申請理由は、貸主の・・・氏が高齢のため、今後耕作がむずかしく借地人を探していたところ、・・・との間で話がまとまり今回の賃貸借契約に至ったそうです。

賃貸借期間は、5年間とし特段の意思表示がないときは自動的に同一条件で5年間更新されるそうです。

賃借人・・・の事業内容は、・・・を幅広く行っている事業者で、・・・保有しておりますが現在では本社及び事務所を資材置き場として使っていますが駐車スペースも手狭になってきており新規に借地契約を行なったそうです。

今後、借地については、道路より50cm高く盛土する計画で雨水等の排水は、北側の水路に放流する計画です。

なお、隣接同意及び紀の川左岸の同意もあり問題無いものと思われま

す。また、・・・で使用する計画です。

なお、事情聴取には、・・・氏に同席い

ただき事情聴取を行いました。

何ら問題ないものと思われませんが委員皆様方の慎重なご審議をお願いいたします。

報告は以上です。

◆会長（谷河 績） ありがとうございます。

議案第4号について、説明、報告が終わりましたが、この議案について、何かご意見、ご質問ございませんか。

（異議なし、との声）

ご意見、ご質問がないようでございますので、議案第4号は可決と決定しました。

議案第5号 農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見について、提案いたします。

◆森元主査 番外 説明いたします。

申請地の場所を示した簡易地図を議案と共に配布していますので合わせてご覧ください。

No. 1 申請地は・・・に位置し、おおむね300m以内に市の支所があるため第3種農地に該当します。

申請人は、・・・を拠点に全国で・・・を運営する法人で、新店舗出店に適した土地を探していたことから、南インターに近く、交通の便が良い当該申請地を店舗に転用申請するものです。

なお、開発許可申請中で、・・・については、賃借権の設定です。

No. 2 申請地は、・・・に位置し、おおむね500m以内に鉄道の駅があるため第2種農地に該当します。

申請人は、市内で・・・の経営や・・・の販売等を行う法人です。

申請地の西側に隣接する共同墓地について、地域住民から墓参者用駐車場がなく不

便であるとの声を聞き、同墓地には、自社が関わった・・・が多数あることから、当該申請地の一部を墓参者用駐車場として、また自社で扱う・・・に使用する・・・置場が不足していることから、残りの敷地を露天資材置場として転用申請するものです。

なお、申請地北側の隣接農地所有者には、所在不明という理由で同意がもらえておりませんが、申請者からは、既存のブロックと擁壁により対策を講じると確認しております。

また譲渡人は、令和6年2月に3条許可を受け、休耕地であった当地の再生に取り組んでおりましたが、作業が思うように進まず、身体的負担が重くなり、譲渡するに至ったと経過書が添付されております。

No. 3 申請地は、・・・に位置し、おおむね10ha以上の規模の一団の農地の区域内にあるため第1種農地に該当しますが、集落に接続される住宅その他日常生活上又は業務上必要な施設であり、不許可の例外に該当すると思われます。

申請人は現在、賃貸住宅に居住していますが、子供の成長に伴い、現在の住まいが手狭になってきたことや、また今後農業を継承したいという目的から、実家に近い当該申請地を農業者住宅へ転用申請するものです。

なお、使用貸借権の設定です。

No. 4 申請地は、・・・に位置し、市街地に近接する区域内でその規模がおおむね10ha未満のため第2種農地に該当します。

申請人は、申請地の北側隣接地に居住する個人で、和歌山県が実施する県道拡幅工事に伴い、家屋と土地の一部が収用される

こととなったため、現在の住まいに隣接する当該申請地を農業者住宅へ転用申請するものです。

No. 5 申請地は、・・・に位置し、おおむね300m以内に鉄道の駅があるため第3種農地に該当します。

申請人は・・・を営む法人で、申請地周辺で行われている分譲住宅等の建築にあたり、近隣で資材置場を探していたことから当該申請地を露天資材置場へ転用申請するものです。

これらの案件は一般基準を満たしていると思われま。

なお、No. 2については現地調査及び事情聴取を行っておりますので、担当委員から報告があります。

以上です。

◆会長（谷河 績） No. 2について、現地調査並びに事情聴取を行っておりますので山本委員さん報告願います。

◆12番（山本 茂樹） 議案第5号 No. 2について説明します。

11月28日木曜日に曾根委員とわたくし山本、事務局職員2人計4人で現地調査並びに事情聴取を行いました。

申請地及び申請者は議案書のとおりです。

申請者は法人で事業内容は・・・です。

この法人の・・・です。

申請内容は貸露天駐車場及び露天資材置場への転用と所有権の移転です。

申請の経緯は・・・へ墓参りするのに駐車場がないので不便で困っているからなんとかしてもらえないかと・・・から話がありました。

申請者としては・・・を買ってもらってお墓を建立している関係上なんとか不便を

解消してあげたいと考えておったところ隣接地の本件農地が耕作されておらず使用していない状態であったので、この農地を墓参者駐車場として利用させてもらえれば理想的であるし、申請者も・・・の・・・の置場が不足しているので・・・の資材置場としても利用できれば事業のプラスにもなるし地域のために貢献することにもなるので本件農地の所有者に譲渡してもらえないかと事情を話したところ承諾を得られて今回の申請に至ったとのこと。

本件農地の現況は共同墓地と同じ高さの畑状の耕作していない農地で、この農地を既存の擁壁やブロック、側溝を利用し整備して、表面は砕石仕上げの予定です。

この共同墓地及び申請地へ車で行くには公道から個人所有の私道を通って行かなければなりませんので、この私道の所有者による通行同意書が添付されております。

排水はこの土地の周囲にある側溝へ流れてから東の用水路へ流れ出ますので紀の川左岸土地改良区の同意書が添付されております。

また、・・・から駐車場として利用させてほしいとの利用承諾願も文書で添付されております。

なお、北側隣接農地の所有者が行方不明なので隣接同意はありません。

その農地は雑木や竹などが生えており耕作放棄地の状態にあります。

所有者の住所地の自治会長や近所の方にも聞いたが所有者の行方がわからず同意書を得ることはできていませんが同意書がなくてもやむを得ないと思います。

資金計画は自己資金で工事期間は許可日から令和7年4月30日となっています。

その他に問題はないと思いますが、皆様の慎重な審議をお願い致します。

◆会長（谷河 績） ありがとうございますました。

議案第5号について、説明、報告が終わりましたが、この議案について、何かご意見、ご質問ございませんか。

◆16番（湯川 徳弘） No. 1について、3条許可で農地を取得して耕作できなかったのは健康上の理由ですか。

3条許可の誓約違反ということになりますか。

◆藤田副課長 はい、そのように聞いております。

◆会長（谷河 績） よろしいですか、ほかにご覧ございませんか。

ないようでございますので、議案第5号は可決と決定しました。

議案第6号 農用地利用集積計画について、提案いたします。

◆西森企画員 番外 説明いたします。

利用権新規設定における農地所在地図を議案と共に配布しておりますのであわせてご覧ください。

本件は、農業経営基盤強化促進法に基づく利用権の設定で、新規の契約が17件ありました。

賃借権が1件、使用貸借権が16件の設定で、貸借期間は議案書のとおりです。

また、No. 1からNo. 15については、農業委員会による利用権の新規設定、No. 16およびNo. 17については、農地中間管理事業による新規の設定です。

面積は、田が32,577㎡、畑が2,861㎡、総面積が35,438㎡です。

うち農地中間管理事業による設定が2件

あり、面積は、田のみで9,225㎡です。

なお、No. 6からNo. 10は辻推進委員、No. 14およびNo. 15は井口農業委員によるあっせんで貸借が成立したものです。

また、No. 3について補足いたします。

対象農地は、貸人が令和6年6月10日の総会において3条許可で取得した農地で、自ら耕作するために購入しましたが、現在、・・・になってしまい、草刈りも出来ない状態である。

令和6年度中に手術予定であり、完治後は自ら耕作するとのことでこのままだと近隣農地の方々に迷惑になるため、知り合いである借人に期間限定で耕作してもらいたいとのことです。

その旨、理由書が添付されています。

なお、29PのNo. 1およびNo. 2については、法人新規耕作、31PのNo. 11については新規耕作、かつ面積が1,000㎡以上のため、現地調査ならびに事情聴取を行っておりますので、担当の委員さんより報告があります。

以上です。

◆会長（谷河 績） No. 1及びNo. 2について、現地調査並びに事情聴取を行っておりますので貴志委員さん報告願います。

◆17番（貴志 年伸） 議案第6号No. 1、No. 2について報告いたします。

去る11月28日に湯川委員及び事務局と共に現地調査並びに事情聴取を行いました。

本申請は農用地利用集積計画による利用権設定になります。

事情聴取には申請人本人である・・・氏が出席されました。

申請地は・・・で田5筆、畑6筆の計11筆で計5,499㎡となっております。

この農地は・・・氏が以前、個人として賃貸借していたもので今回・・・株式会社に変更するものです。

そのほか・・・で飲食店・・・も経営しているようです。

今は農業従事者は本人1人で品目はジャンボニンニク、梅、柿、みかん、八朔で出荷先は飲食店、個人販売、農機具は代表宅の倉庫を借り保管、選別作業をして本社にて発送するようです。

以上のことは特に問題はないと思われませんが皆様の慎重なご審議の程よろしくお願いいたします。

◆会長（谷河 績） ありがとうございます。

No. 11について、湯川委員さん報告願います。

◆16番（湯川 徳弘） 去る11月28日、貴志委員と現地調査並びに事情聴取を行ってきましたので報告します。

新規就農される方は・・・さんです。

日本語も問題なく話すことができ申請書類も十分読み取れる方です。

日本人の夫がおり20数年日本で暮らしています。

借りる土地は・・・ほか1筆で1,463㎡です。

現地は稲や野菜を作っていたままのきれいな維持管理された状態で即、農機具トラクターで耕起すれば農業が可能です。

申請者・・・さんは農業が初めてで農業をやりたいとの強い意志表示が見受けられました。

経験のない面についてはJAの営農指導

員やその他のところから技能を収集してやってゆきたいとの事でした。

これから土地をかりられる・・・さんに来て機械や耕作のやり方を学びたいとの事でした。

現地までは車で20分程度との事です。

夫以外の人にも手伝ってもらいキャベツやハウレン草を栽培したいとの事です。

農業に対する意欲は十分汲み取れましたので、あと農地を維持管理を行ってほしいと希望をもっています。

◆会長（谷河 績） ありがとうございます。

議案第6号について、説明、報告が終わりましたが、この議案について、何かご意見、ご質問ございませんか。

（異議なし、との声）

ご意見、ご質問がないようでございますので、議案第6号は可決と決定しました。

議案第7号 非農地通知について、提案いたします。

◆清瀧主任 番外 説明いたします。

本件については、国からの通知である「農地法の運用について」第4（3）の規定に基づき、農地法第2条第1項に規定する農地に該当しないと判断するものです。

雑賀崎地区で（130件、260筆）を南方推進委員とともに現地調査を行ったものです。

非農地通知書の交付基準に基づき、対象であると認められる農地の所有者に対し非農地判断に係る事前通知を行ったところ、非農地通知依頼書21件の提出がありました。

面積はすべて畑で8,914.52㎡です。

議案書番号1～21について、非農地通知書の交付基準、農業的利用を図るための条件整備（基盤整備事業の実施等）が計画されていない土地であって、20年以上前から森林の様相を呈しているなど、農地に復元するための物理的な条件整備が著しく困難な場合の条件を満たしていると思われる。

以上です。

◆会長（谷河 績） 議案第7号について、説明が終わりましたが、この議案について、何かご意見、ご質問ございませんか。

（異議なし、との声）

ご意見、ご質問がないようでございますので、議案第7号は可決と決定しました。

議案第8号 和歌山市農地利用最適化推進委員の委嘱について、提案いたします。

◆中居班長 番外、説明いたします。

議案につきまして農地利用最適化推進委員候補者選考委員会を開催していますので、選考委員会副会長の山本委員から報告よろしく願いいたします。

◆12番（山本 茂樹） 報告します。

北部区域、東部区域それぞれ1名、計2名の農地利用最適化推進委員の募集に伴う選考委員会を開催しました。

選考委員会は、設置要綱に基づき、農地等の利用の最適化の推進に熱意と識見を有し、農地等の利用の最適化の推進に関する事項その他の農業委員会の所掌に関する事項に関し、その職務を適切に行うことができる者を選定いたしました。

審査方法としては、書類及び面接審査を行いました。

北部、東部ともに定員1名のところ1名の申し込みがありました。

いずれの区域の申込者も、審査の結果、推進委員としての職務を適切に行うことができると判断しました。

以上のとおり、選考委員会として議案にある2名の候補者を選定したことを報告します。

◆会長（谷河 績） 議案第8号について、説明、報告が終わりましたが、この議案について、何かご意見、ご質問ございませんか。

（異議なし、との声）

ご意見、ご質問がないようでございますので、議案第8号は可決と決定しました。

議案は以上となります。

◆会長（谷河 績） その他なにかございませんか。

（なし、との声）

それでは、ご質問がないようでございますので第18回総会を閉会いたします。

13時35分 閉会